

流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会等の関係

参考資料1

【水防法】

大規模氾濫減災協議会

※洪水により相当な損害が生じる河川

【主な協議事項】

- ・円滑かつ迅速な避難体制を始めとする
浸水被害防止・軽減に関する事項

【河川法】

ダム洪水調節機能協議会

※利水ダム等を有する河川

【主な協議事項】

- ・河川管理者とダム設置者等による事前放流
に関する協定

【特定都市河川浸水被害対策法】

流域水害対策協議会

※市街化の進展又は自然的条件による
被害防止が困難な河川

【主な協議事項】

- ・浸水被害防止のための雨水貯留浸水対策に関する事項
- ・浸水被害防止区域など土地の利用に関する事項

流域治水協議会

※河川整備が必要な河川

- ・上記以外の森林や農地等を含めた
総合的な取組に関する事項